



2023年6月29日

各 位

会 社 名 Zホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 出澤 剛
(コード: 4689 東証プライム)
問い合わせ先 専務執行役員 GCFO (最高財務責任者)
坂 上 亮 介
(電話: 03-6779-4900)

支配株主等に関する事項について

当社の親会社であるソフトバンクグループ株式会社 (以下「SBG」といいます。)、ソフトバンクグループジャパン株式会社 (以下「SBGJ」といいます。)、ソフトバンク株式会社 (以下「ソフトバンク」といいます。) および Aホールディングス株式会社 (以下「AHD」といいます。) について、支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

記

1. 親会社、支配株主 (親会社を除く。)、その他の関係会社またはその他の関係会社の親会社の商号等
(2023年3月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合(%)			発行する株券が 上場されている 金融商品取引所 等
		直接所有分	合算対象分	計	
ソフトバンクグループ株式会社	親会社	—	64.5	64.5	株式会社東京証券取引所プライム市場
ソフトバンクグループジャパン株式会社	親会社	—	64.5	64.5	—
ソフトバンク株式会社	親会社	0.0	64.5	64.5	株式会社東京証券取引所プライム市場
Aホールディングス株式会社	親会社および 主要株主である 筆頭株主	64.5	64.5	64.5	—

2. 親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の名称およびその理由

名 称	ソフトバンク株式会社
その理由	ソフトバンクは、当社の議決権の 64.5%を直接保有する AHD の議決権を NAVER Corporation とともに 50%ずつ直接保有し、AHD を連結子会社としているため

3. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

(1) 親会社との関係

AHD は、当社の議決権の 64.5%を所有する親会社および主要株主である筆頭株主です。また、ソフトバンク、SBGJ および SBG はそれぞれ当社の議決権の 64.5%を実質的に保有する親会社です。なお、SBG、SBGJ およびソフトバンクは当社の親会社である AHD を通じて当社の議決権を間接的に所有する親会社であり、ソフトバンクは AHD の親会社、SBGJ はソフトバンクの親会社、SBG は SBGJ の親会社です。

なお、当社取締役のうち親会社等および親会社等のグループ企業の役職員を兼務している者はおりません。

(2) 親会社等からの独立性の確保について

親会社の取締役を兼務している当社取締役および親会社から招聘し親会社の役職員を兼務している取締役はおりません。

また、当社の営業取引における親会社のグループ会社への依存度は低く、そのほとんどは一般消費者または当社と資本関係を有しない一般企業との取引となっています。加えて、「当社及びその親会社・子会社・関連会社間における取引及び業務の適正に関する規程」を制定し、親会社との取引において、第三者との取引または類似取引に比べて不当に有利または不利であることが明らかな取引の禁止や、利益または損失・リスクの移転を目的とする取引の禁止などを取って明確に定めています。

当社では、取締役会の決議につき特別の利害関係を有するものは議決権を行使できない旨を取締役会規程において定めています。また、「特別の利害関係を有するもの」に該当するか否かの判断にあたっては、必要に応じて外部の専門家の意見を聞くなどし、正確な判断ができるよう努めています。

なお、当社の取締役会は、取締役 10 名のうち 4 名は独立社外取締役で構成し、独立性を確保しているほか、取締役会の諮問機関として、当該独立社外取締役 4 名で構成されるガバナンス委員会を設置しています。当該委員会にて、親会社などのグループ会社との取引実施時の意思決定のモニタリングなど、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる向上と、当社少数株主の保護を図るため、当社グループのガバナンス等に関する重要な事項について審議を行っております。

このような諸施策により、事業運営上、当社の親会社からの独立性は十分に確保されていると判断しています。

4. 支配株主等との取引等に関する事項

該当事項はありません。

5. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社の親会社は SBG、SBGJ、ソフトバンクおよび AHD です。当社では、「当社及びその親会社・子会社・関連会社間における取引及び業務の適正に関する規程」を制定し、親会社等との取引において、第三者との取引または類似取引に比べて不当に有利または不利であることが明らかな取引の禁止や、利益または損失・リスクの移転を目的とする取引の禁止などを明確に定め、公正かつ適正な取引の維持に努めています。また、親会社との一定の取引・行為については、ガバナンス委員会での審議を必須としています。

以上